

平成31年度（令和元年度）設楽町保育料基準額表【令和元年10月1日以降】

入所児童の属する世帯の階層区分	階層区分	保育料(月額) 単位：円				
		3歳未満児		3歳以上児		
		1人目	2人目	1人目	2人目	
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	1	0	0	0	0	
第1階層及び第4～第11階層を除き、前年度分の町民税額の区分が次の世帯に該当する世帯	町民税非課税世帯	2	0	0	0	0
	町民税課税世帯	3	10,600	5,300	0	0
第1階層を除き、前年度分の町民税課税世帯であって、その町民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	4	14,100	7,000	0	0
	48,600円以上 97,000円未満	5	16,900	8,400	0	0
	97,000円以上 133,000円未満	6	21,900	10,900	0	0
	133,000円以上 169,000円未満	7	24,100	12,000	0	0
	169,000円以上 235,000円未満	8	30,200	15,100	0	0
	235,000円以上 301,000円未満	9	36,000	18,000	0	0
	301,000円以上 397,000円未満	10	43,400	21,700	0	0
	397,000円以上	11	56,300	28,100	0	0

備考

- この表の階層区分認定は、入所児童の父母の合算した税額により行う。ただし、次のア及びイの場合はこの限りでない。
 - 父母以外の者が町民税の申告において該当園児の扶養控除を申告している場合は、扶養控除を申告している者及び父母の税額を合算した税額により行う。
 - 父母の所得が不明な場合は、同居世帯員の町民税所得割課税額が最も多い者の税額により行う。
- 同一世帯から同時に2人入所している場合、年齢の低い方を保育料の2人目の欄による。なお、同時に3人以上入所している場合は、3人目以降の保育料は0円とする。
- 満18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、年度当初に満3歳に達していない児童の保育料は0円とする。
- 第2階層と認定された世帯のうち、「母子のみ世帯」、「父子のみ世帯」又は「在宅障がい者のいる世帯」(以下「ひとり親世帯等」という。)については、この表の規定にかかわらず保育料を0円とする。
 - 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者を有する世帯をいう。
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(2) 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金等の受給者

5 第2階層と認定された世帯のうち、前項に該当しない世帯の児童の2人目以降の保育料は0円とする。

6 4月分から8月分までの保育料は前々年中の収入による町民税所得割課税額を、9月分から3月分までの保育料は前年中の収入による町民税所得割課税額を適用する。

7 この表の第3階層及び第4階層に属するひとり親世帯等の保護者に子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等(以下「特定被監護者等」という。)が2人以上いる場合における支給認定子どもに係る保育料の額は、この表の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区分	保育料(月額)
出生の順位が最も上位の特定被監護者等である支給認定子ども	3歳未満児 9,000円
出生の順位が最も上位の特定被監護者等から数えて2番目以降の支給認定子ども	0円

8 この表の第5階層(町民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。)に属するひとり親世帯等の保護者に特定被監護者等が2人以上いる場合における支給認定子どもに係る保育料の額は、この表の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区分	保育料(月額)
出生の順位が最も上位の特定被監護者等である支給認定子ども	3歳未満児 9,000円
出生の順位が最も上位の特定被監護者等から数えて2番目以降の支給認定子ども	0円

9 この表の第2階層から第5階層(町民税所得割額が57,700円未満の世帯に限る。)までに属する世帯(ひとり親世帯等を除く。)の保護者に特定被監護者等が2人以上いる場合における支給認定子どもに係る保育料の額は、この表の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区分	保育料(月額)
出生の順位が最も上位の特定被監護者等である支給認定子ども	保育料基準額表に定める額
出生の順位が最も上位の特定被監護者等から数えて2番目の支給認定子ども	保育料基準額表に定める額の2分の1の額
出生の順位が最も上位の特定被監護者等から数えて3番目以降の支給認定子ども	0円

10 この表の第5階層(前2項の規定に該当する場合の世帯を除く。)から第11階層までに属する一の世帯から2人以上の小学校就学前子どもが保育所に入所している場合における小学校就学前子どものうち保育所に入所している支給認定子どもに係る保育料の額は、この表の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区分	保育料(月額)
入所している小学校就学前子どものうち、出生の順位が最も上位のもの	保育料基準額表に定める額
入所している小学校就学前子どものうち、出生の順位が第2順位のもの	保育料基準額表に定める額の2分の1の額
入所している小学校就学前子どものうち、出生の順位が第3順位以降のもの	0円

11 この表の第5階層(第8項及び第9項の規定に該当する場合の世帯を除く。)から第11階層までに属する世帯の保護者が3人以上の子どもを養育し、かつ、生計を一にしている場合において、当該子どものうち、出生の順位が第3順位以降の3歳未満の支給認定子どもに係る保育料は、この表及び前項の規定にかかわらず0円とする。